

# 医科点数表の解釈 平成22年4月版

## 追補 201104

● 以下の告示・通知等により、本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

- 平成22年6月18日 保医発0618第1号
- 平成22年6月30日 厚生労働省告示第259号（平成22年7月1日適用）
- 平成22年6月30日 保医発0630第5号（平成22年7月1日適用）
- 平成22年7月1日 医療課事務連絡
- 平成22年8月30日 厚生労働省告示第333号
- 平成22年8月30日 保医発0830第3号
- 平成22年9月10日 厚生労働省告示第342号（平成22年10月1日適用）
- 平成22年9月10日 保医発0910第2号（平成22年10月1日適用）
- 平成22年9月17日 厚生労働省告示第347号
- 平成22年9月17日 厚生労働省告示第349号
- 平成22年9月17日 保医発0917第1号
- 平成22年9月24日 厚生労働省告示第351号
- 平成22年10月29日 厚生労働省告示第377号（平成22年11月1日適用）
- 平成22年11月19日 厚生労働省告示第389号
- 平成22年11月30日 保医発1130第4号（平成22年12月1日適用）
- 平成22年12月6日 保医発1206第1号（平成22年12月6日適用）
- 平成22年12月10日 厚生労働省告示第411号
- 平成22年12月10日 保医発1210第2号
- 平成22年12月28日 厚生労働省告示第426号（平成23年1月1日適用）
- 平成22年12月28日 保医発1228第1号（平成23年1月1日適用）
- 平成23年3月10日 保医発0310第1号（平成23年3月10日適用）
- 平成23年3月11日 厚生労働省告示第46号（平成23年4月1日適用）
- 平成23年3月11日 厚生労働省告示第48号
- 平成23年3月11日 保医発0311第3号（平成23年4月1日適用）
- 平成23年3月31日 保医発0331第2号

● なお、以下の告示・通知による本書の内容の変更については、本書の1,888頁（索引の最終頁）に掲載しています。

- 平成22年6月11日 厚生労働省告示第241号
- 平成22年6月11日 厚生労働省告示第242号
- 平成22年6月11日 保医発0611第1号

頁	欄	行	訂正前	訂正後
25	右	上から7～14行目	(新型インフルエンザに係る保険医療機関の時間外診療について) (1) 都道府県、保健所設置市、特別区からの依頼を受けインフルエンザ患者に係る時間外の外来診療を行っている保険医療機関については、「(時間外加算について)」の(2)の規定を適用しないものとし、同(1)により時間外とされる場合であれば、時間外加算を算定できるものとする。 (平21. 9. 15 保医発 0915 2) (2) 上記(1)の取扱い、再診料についても同様とする。 (平21. 9. 15 保医発 0915 2)	[削除]
39	右	上から1行目	(2)の規定により入院中の患者が	入院中の患者が
164	右	下から4行目	リスペリドン	リスペリドン、バリペリドン
164	右	下から3行目	[次行に追加]	(平22. 12. 10 保医発 1210 2)
165	右	上から4行目	ネモナブリド	ネモナブリド、バリペリドン
165	右	上から11行目	[次行に追加]	(平22. 12. 10 保医発 1210 2)
190	右	下から23～22行目	ス 重症又は難治性真菌感染症の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与しているもの ㊦	ス 重症又は難治性真菌感染症の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与しているもの セ 片頭痛の患者であってバルプロ酸ナトリウムを投与しているもの ㊦ (平22. 12. 6 保医発 1206 1)
287	右	上から21～22行目	(4) エタネルセプト製剤については、関節リウマチ(既存治療で効果不十分な場合に限る。)に対して用いた場合に限り算定する。 ㊦	(4) エタネルセプト製剤については、関節リウマチ又は多関節に活動性を有する若年性突発性関節炎(いずれも既存治療で効果不十分な場合に限る。)に対して用いた場合に限り算定する。 ㊦ (平22. 9. 17 保医発 0917 1)
288	右	下から9行目	[次行に追加]	テリパラチド製剤
288	右	下から7行目	(最終改正; 平22. 3. 5 厚生労働省告示第73号)	(最終改正; 平22. 9. 17 厚生労働省告示第349号)
299	右	上から2行目	[次行に追加]	テリパラチド製剤
299	右	上から4行目	(最終改正; 平22. 3. 5 厚生労働省告示第73号)	(最終改正; 平22. 9. 17 厚生労働省告示第349号)
299	右	下から3行目	[次行に追加]	テリパラチド製剤
299	右	下から1行目	(最終改正; 平22. 3. 5 厚生労働省告示第73号)	(最終改正; 平22. 9. 17 厚生労働省告示第349号)
301	右	上から1行目	[次行に追加]	テリパラチド製剤
301	右	上から3行目	(最終改正; 平22. 3. 5 厚生労働省告示第73号)	(最終改正; 平22. 9. 17 厚生労働省告示第349号)
305	右	上から19～20行目	及びダルベボエチン	, ダルベボエチン及びテリパラチド製剤
305	右	上から20行目	[次行に追加]	(平22. 6. 11 保医発 0611 1) (平22. 9. 17 保医発 0917 1)
339	右	下から4行目	[次行に追加]	ア 対象患者 ヘリコバクター・ピロリ感染症に係る検査については、以下に掲げる患者のうち、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われる患者に限り算定できる。 ① 内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者 ② 胃MAL Tリンパ腫の患者 ③ 特発性血小板減少性紫斑病の患者 ④ 早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者
339	右	下から3行目	ア 除菌前の感染診断	イ 除菌前の感染診断

頁	欄	行	訂正前	訂正後
339	右	下から2行目～次頁上から1行目	内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者のうち、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われる患者に対し、	[削除]
340	右	上から16行目	イ 除菌の実施	ウ 除菌の実施
340	右	上から17行目	アの感染診断	イの感染診断
340	右	上から18行目	胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の患者	対象患者
340	右	上から22行目	ウ 除菌後の潰瘍治療	エ 除菌後の潰瘍治療
340	右	下から25行目	エ 除菌後の感染診断 (除菌判定)	オ 除菌後の感染診断 (除菌判定)
340	右	下から24行目	イの除菌終了後	ウの除菌終了後
340	右	下から23～22行目	アに掲げる	イに掲げる
340	右	下から18行目	アに掲げる	イに掲げる
340	右	下から12行目	オ 感染診断実施上の留意事項	カ 感染診断実施上の留意事項
340	右	下から3行目	イの除菌終了後	ウの除菌終了後
341	右	上から1行目	カ 診療報酬明細書への記載について	キ 診療報酬明細書への記載について
341	右	上から2行目	アの除菌前感染診断及びエの除菌後感染診断	イの除菌前感染診断及びオの除菌後感染診断
341	右	上から6行目	エの除菌後感染診断	オの除菌後感染診断
341	右	上から8行目	オ①の	カ①の
341	右	上から8～9行目	アの除菌前感染診断及びエの除菌後感染診断	イの除菌前感染診断及びオの除菌後感染診断
341	右	上から12行目	オ②により	カ②により
341	右	上から15行目	キ その他	ク その他
341	右	上から22行目	[次行に追加]	(平22. 6.18 保医発 0618 1)
345		[D012感染症免疫学的検査の「23」の尿中肺炎球菌荚膜抗原を準用する項目として追加]		◇ 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) ア 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) は、D012感染症免疫学的検査の「23」の尿中肺炎球菌荚膜抗原に準じて算定する。 イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。 ウ 尿中肺炎球菌荚膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 ㊦ (平22.11.30 保医発 1130 4)
379	右	[D237終夜睡眠ポリグラフィーの右欄として追加]		◇ 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置及びパルスオキシメーターモジュールを組み合わせて行う終夜睡眠ポリグラフィーについては、問診、身体所見又は他の検査所見から睡眠時呼吸障害が強く疑われる患者に対し、睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として使用し、解析を行った場合に算定する。なお、当該検査を行った場合の点数については、D220呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ (ハートスコープ)、カルジオタコスコープの「2」の「イ」及びD223-2終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定 (一連につき) の所定点数を併せて算定し、D238脳波検査判断料は別に算定できない。 ㊦ (平22. 9.10 保医発 0910 2)
448	右	下から17～16行目	及びベーチェット病の患者	, ベーチェット病の患者, 強直性脊椎炎の患者, 潰瘍性大腸炎の患者, 尋常性乾癬の患者, 関節症性乾癬の患者, 膿疱性乾癬の患者及び乾癬性紅皮症の患者
448	右	下から13行目	[次行に追加]	(平22.12. 6 保医発 1206 1)

頁	欄	行	訂正前	訂正後
520	右	下から4行目	圧挫創症候群	圧挫症候群
534	右	上から7行目	F018-3	J018-3
557	右	上から3行目	軀幹固定用	軀幹等固定用
566	右	上から15行目	K046骨折観血的手術の「3」中の指(手, 足)	K046骨折観血的手術の「3」
566	右	上から23行目	同一指に対して	「通則14」における「別に厚生労働大臣が定める場合」に該当する場合を除き、同一指に対して
607	右	上から2行目	[次行に追加]	(3) 眼科用レーザ角膜手術装置により角膜切片を作成し、角膜移植術を行った場合は、本区分及びK936-2自動吻合器加算(1個)の所定点数を併せて算定する。 ☑ (平22.12.28 保医発 1228 1)
607	右	上から3行目	(3) 臓器等提供者に係る感染症検査	(4) 臓器等提供者に係る感染症検査
658	右	下から4行目	◇	(1)
658	右	[K617下肢静脈瘤手術の「1」の右欄として追加]		(2) 下肢静脈瘤に対して、ダイオードレーザを用いて治療を行った場合は、K006-4皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術(一連につき)の「4」長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍及び本区分の「1」の所定点数を併せて算定する。ただし、所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り算定し、一側につき1回に限り算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。 ☑ (平22.12.28 保医発 1228 1)
709	右	上から2～3行目	骨髓提供者から骨髓を	造血幹細胞提供者から造血幹細胞を
717	右	下から8行目	「注4」及び「注5」	「注4」、「注5」及び「注7」
724		[L100神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用)の「4」の痙攣斜頸又は下肢痙攣の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合を準用する項目として追加]		◇ 上肢痙攣の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合は、L100神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用)の「4」痙攣斜頸又は下肢痙攣の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合に準じて算定する。 ☑ (平22.12.6 保医発 1206 1)
738	右	上から16～22行目	◇ HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 なお、本標本作製とN002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ☑	(HER2遺伝子標本作製について) (1) HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 (平23.3.10 保医発 0310 1) (2) 本標本作製とN002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (平23.3.10 保医発 0310 1) (3) 治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。 ☑ (平23.3.10 保医発 0310 1)
803	—	上から3行目	(最終改正;平成22年3月5日 厚生労働省告示第71号)	(最終改正;平成23年3月11日 厚生労働省告示第46号)
807	—	上から13行目	② カフ上部吸引機能なし 776円	② カフ上部吸引機能なし ア 標準型 776円 イ 特殊処理型 2,640円
810	—	下から22行目	049 白血球吸着用材料 120,000円	049 白血球吸着用材料 (1) 一般用 120,000円

頁	欄	行	訂正前	訂正後
				(2) 低体重者・小児用 126,000円
811	—	上から8行目	① 白蓋形成用カップ (I) 165,000円	① 白蓋形成用カップ (I) ア 標準型 165,000円 イ 特殊型 199,000円
811	—	上から14行目	① 大腿骨ステム (I) 557,000円	① 大腿骨ステム (I) ア 標準型 557,000円 イ 特殊型 613,000円
811	—	上から16行目	③ 大腿骨ステムヘッド 111,000円	③ 大腿骨ステムヘッド ア 大腿骨ステムヘッド (I) 111,000円 イ 大腿骨ステムヘッド (II) 125,000円
811	—	下から17行目	① 全置換用材料 (I) 192,000円	① 全置換用材料 (I) ア 標準型 192,000円 イ 特殊型 201,000円
815	—	下から4行目	[次行に追加]	⑧ 椎体骨創部閉鎖用 1mL当たり16,000円 ⑨ スクリュー併用用 1mL当たり16,000円 (3) 特殊型 195,000円
815	—	下から1行目	(2) 頭蓋骨用以外 1g当たり501円	(2) 人工関節固定用 1g当たり501円 (3) 脊椎用 (I) 1g当たり544円 (4) 脊椎用 (II) 1g当たり528円
816	—	下から18行目	086 脊髄刺激装置用リードセット 170,000円	086 脊髄刺激装置用リード (1) リードセット ① 4極 170,000円 ② 16極以上 357,000円 (2) アダプター 35,000円
816	—	下から14行目	[次行に追加]	(4) 疼痛除去用 (16極以上用) 1,600,000円 (5) 疼痛除去用 (16極以上用) 充電式 1,820,000円
818	—	下から6行目	(7) トリプルチャンバ 1,540,000円	(7) トリプルチャンバ (I型) 1,540,000円 (8) トリプルチャンバ (II型) 1,600,000円
818	—	下から1行目	[次行に追加]	ウ 誤感知防止型 162,000円
819	—	下から14行目	(2) 異種心膜弁 925,000円	(2) 異種心膜弁 (I) 925,000円 (3) 異種心膜弁 (II) 970,000円
819	—	下から11行目	123 経皮のカテーテル心筋焼灼術用カテーテル 175,000円	123 経皮のカテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) 標準型 175,000円 (2) イリゲーション型 184,000円
820	—	上から10行目	(3) ベントカテーテル 3,740円	(3) ベントカテーテル ① シングルルーメン 3,740円 ② ダブルルーメン 4,300円
820	—	下から2行目	(2) 埋込型 13,900,000円	(2) 植込型 (拍動流型) 13,900,000円 (3) 植込型 (非拍動流型) ① 磁気浮上型 18,100,000円 ② 水循環型 18,100,000円 (4) 水循環回路セット 1,050,000円
821	—	下から11行目	イ 血流非遮断型 (胸部)	イ 血流非遮断型 (胸部及び腹部)
821	—	下から2行目	② 頸動脈用ステント併用型 196,000円	② 頸動脈用ステント併用型 ア フィルター型 196,000円 イ バルーン型 188,900円
822	—	上から9行目	[次行に追加]	④ 脳血栓除去用 274,000円
822	—	上から18行目	エ 水圧式デタッチャブル型	エ 水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型
822	—	上から20行目	[次行に追加]	③ コイル留置用ステント 446,000円
822	—	下から20行目	[次行に追加]	(10) 狭窄部貫通用カテーテル 51,200円
823	—	下から5行目	[次行に追加]	160 埋込型迷走神経電気刺激装置 1,640,000円 161 迷走神経刺激装置用リードセット 179,000円 162 経皮的胸腔内リード除去用レーザーシースセット 297,000円 163 膀胱尿管逆流症治療用注入材 72,100円

頁	欄	行	訂正前	訂正後
				164 椎体形成用材料セット 371,000円 165 脊椎棘間留置材料 223,000円 166 外科用接着用材料 1g当たり13,300円 167 交換用経皮経食道胃管カテーテル 16,500円
827	一	上から2行目	[次行に追加]	(最終改正;平23.3.11 保医発 0311 3)
832	右	上から2行目	[次行に追加]	エ 脛骨側材料及びインサートが組み合わされ一体化されている製品を使用した場合は、それぞれ算定する。
832	右	上から6行目	[次行に追加]	(38-2) 固定用内副子(スクリュー) その他のスクリュー・特殊型・軟骨及び軟部組織用・スーチャーアンカー型については、1製品に複数のスーチャーアンカーを含む場合、使用したスーチャーアンカー毎に算定できる。
832	右	下から11行目	人工骨は、それぞれ以下の場合に算定できる。	ア 人工骨は、それぞれ以下の場合に算定できる。
832	右	下から10行目		ア
832	右	下から6行目		イ
832	右	下から4行目		ウ
832	右	下から1行目		エ
833	右	上から2行目		オ
833	右	上から4行目		カ
833	右	上から6行目		キ
833	右	上から7行目		ク
833	右	上から7行目	[次行に追加]	イ スクリュー併用用はスクリュー1本当たり2mLを限度に算定する。
833	右	上から9～11行目	ア 頭蓋骨用については、頭蓋骨に用いた場合に算定する。 イ 頭蓋骨用以外については、人工関節(股関節、膝関節)置換術を行う際の固定を目的として用いた場合に算定する。	ア 頭蓋骨用 頭蓋骨に用いた場合に算定する。 イ 人工関節固定用 人工関節(股関節、膝関節)置換術を行う際の固定を目的として用いた場合に算定する。 ウ 脊椎用(1) a 悪性脊椎腫瘍による有痛性椎体骨折に対する経皮的椎体形成術に用いた場合に算定する。 b 整形外科、脳神経外科、麻酔科及び放射線科を標榜している医療機関において、麻酔科医が当該材料を用いた手技実施時に勤務し、副作用発生時に全身麻酔による手術が行える体制が整備されている施設において使用すること。 c 当該材料を用いた場合の手技料は、区分番号「K134」椎間板摘出術「2」後方摘出術を算定する。
833	左	上から2～3行目	(086 脊髄刺激装置用リードセット)	(086 脊髄刺激装置用リード)
833	右	上から12行目	脊髄刺激装置用リードセット	脊髄刺激装置用リード
833	右	上から13行目	脊髄刺激装置用リードセット	脊髄刺激装置用リード
834	右	下から2～1行目	経静脈リードの標準型として算定する。	そのリードの機能に応じ、経静脈リードの標準型又は誤感知防止型として算定する。
835	右	上から2～4行目	心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」及び「アブレーション機能付き」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。	a 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」及び「アブレーション機能付き」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 b 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」と、「アブレーション機能付き」の両方を使用した場合は、主たるもののみ算定する。

頁	欄	行	訂正前	訂正後
835	右	上から22行目	埋込型を埋込から3年以内に再度埋込む	植込型（拍動流型）を植込みから3年以内に再度植え込む
835	右	上から24行目	埋込型	植込型（拍動流型）
835	右	下から24行目	〔次行に追加〕	<p>オ 植込型（非拍動流型）の材料価格には、血液ポンプ、送血用人工血管、脱血用人工血管、コントロールユニット等の材料価格が含まれ、別に算定できない。</p> <p>カ 植込型（非拍動流型）（水循環回路セットを除く。）を植え込み後に再度植え込む必要が生じた場合、及び水循環回路セットを、前回算定日を起算日として3か月以内に算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>キ 植込型（非拍動流型）は、心臓移植適応の重症心不全患者で、薬物療法や体外式補助人工心臓などの補助循環法によっても継続した代償不全に陥っており、かつ、心臓移植以外には救命が困難と考えられる症例に対して、心臓移植までの循環改善に使用する。</p> <p>ク 植込型（非拍動流型）は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定する。</p> <p>ケ 植込型（非拍動流型）を使用した場合の手技料（入院中に限る。90日目まで。）は、区分番号「K604」埋込型補助人工心臓を準用する。ただし、91日目以降については、区分番号「K601」人工心肺「1」初日を1月につき1回算定する。</p> <p>コ 植込型（非拍動流型）を使用している患者であって入院中以外の者について、モニター、バッテリー及び充電機の使用法の説明等療養上必要な指導を行った場合に、区分番号「K601」人工心肺「1」初日を1月に1回を限度として算定する。この場合において、モニター、バッテリー、充電機等に要する費用は所定点数に含まれる。</p> <p>サ 植込型（非拍動流型）を用いる場合（区分番号「K601」人工心肺を算定する場合を含む。）の施設基準は、区分番号「K604」埋込型補助人工心臓の施設基準に準じる。ただし、「(5) 移植関係学会合同委員会において、心臓移植手術を実施するものとして選定された施設であること。」については、関係学会から示されている基準に基づき、当該手術が適切に実施されると関係学会から認定された施設とする。また、当該材料を用いる施設は、現に区分番号「K604」の施設基準を届け出ているかどうかにかかわらず、区分番号「K604」の施設基準の届出に必要な様式等に準じて、改めて届け出ること。またその際、関係学会から認定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。</p>
836	右	上から11～12行目	ウ 塞栓用コイル・コイル・特殊型については、所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り算定できる。	<p>ウ 血栓除去用カテーテル</p> <p>a 脳血栓除去用は、1回の手術に対し、3本を限度として算定する。</p> <p>b 脳血栓除去用は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。</p> <p>c 脳血栓除去用を使用するに当たっては、関係学会の定める実施基準に準じること。</p>

頁	欄	行	訂正前	訂正後
				<p>エ 塞栓用コイル・コイル・特殊型については、所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り算定できる。</p> <p>オ 塞栓用コイルのコイル留置用ステントを使用した場合の手技料は、区分番号「K178」脳血管内手術を算定する。</p>
838	右	下から17行目	[次行に追加]	<p>(85) 埋込型迷走神経電気刺激装置及び迷走神経刺激装置用リードセット</p> <p>ア 当該装置は、薬剤抵抗性の難治性てんかん発作を有するてんかん患者（開頭手術が奏功する症例の者を除く。）について、てんかん発作の頻度を軽減する目的として使用した場合に算定できる。</p> <p>イ 以下の要件を満たす医師が使用した場合に限り、算定できる。</p> <p>    a 当該装置を用いた手技に関する所定の研修を修了した者であること。</p> <p>    b てんかん外科治療に関する専門の知識及び5年以上の経験を有する者であること。</p> <p>ウ 当該装置を使用するに当たっては、関係学会の定める実施基準に準じること。</p> <p>エ 当該装置を埋め込んだ場合の手技料は、区分番号「K599」埋込型除細動器移植術を算定する。</p> <p>オ 当該装置を交換した場合の手技料は、区分番号「K599-2」埋込型除細動器交換術を算定する。</p> <p>(86) 経皮的心腔内リード除去用レーザーシースセット</p> <p>ア 当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。</p> <p>イ 当該材料を使用するに当たっては、関係学会の定める実施基準に準じること。</p> <p>ウ 当該材料を使用した場合の手技料は、区分番号「K549」経皮的冠動脈ステント留置術を算定する。</p> <p>(87) 膀胱尿管逆流症治療用注入材</p> <p>ア 1回の手術に対し、一側につき3本を限度として算定する。</p> <p>イ 当該材料を使用した場合の手技料は、区分番号「K823-2」尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術を算定する。なお注入針、膀胱鏡等の費用は所定手技料に含まれ、別に算定できない。</p> <p>(88) 椎体形成用材料セット</p> <p>ア 当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。</p> <p>イ 全身麻酔による脊椎除圧再建術、血管修復術等の緊急事態における対応を行うことができる施設において使用すること。</p> <p>ウ 椎体形成用材料セットは、1回の手術に対し1セットを限度として算定する。</p> <p>エ 当該材料を使用した場合の手技料は、区分番号「K134」椎間板摘出術「2」後方摘出術を算定する。</p>



頁	欄	行	訂正前	訂正後
				(89) 脊椎棘間留置材料 ア 当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。 イ 脊椎棘間留置材料は、1回の手術に対し2個を限度として算定する。 ウ 当該材料を使用した場合の手技料は、区分番号「K134」椎間板摘出術「4」経皮的髄核摘出術を算定する。 (90) 外科用接着用材料 当該材料は、1回の手術につき30mLを限度として算定する。 (91) 交換用経皮経食道胃管カテーテル ア 当該材料を初回に留置する場合の手技料は、区分番号「K520」食道縫合術「1」頸部手術を準用する。この場合、用いるカテーテル（当該材料を含む。）及びキットの費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 イ 当該材料を交換する場合の手技料は、区分番号「J043-4」胃瘻カテーテル交換法を準用する。なお、その際行われる画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の算定日に限り、1回に限り算定する。
842			[「027 気管内チューブ」の項中(2)について以下のように改める。] (2) カフあり・カフ上部吸引機能なし・標準型 (2-2) カフあり・カフ上部吸引機能なし・特殊処理型	気管内・吸引なし・標準型 気管内・吸引なし・特殊処理型
844			[「057 人工股関節用材料」の項中(1)について以下のように改める。] (1) 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ（Ⅰ）・標準型 (1-2) 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ（Ⅰ）・特殊型	人工股関節HA-1 人工股関節HA-1-2
844			[「057 人工股関節用材料」の項中(4)について以下のように改める。] (4) 大腿骨側材料・大腿骨ステム（Ⅰ）・標準型 (4-2) 大腿骨側材料・大腿骨ステム（Ⅰ）・特殊型	人工股関節HF-4 人工股関節HF-4-2
844			[「057 人工股関節用材料」の項中(6)について以下のように改める。] (6) 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド・大腿骨ステムヘッド（Ⅰ） (6-2) 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド・大腿骨ステムヘッド（Ⅱ）	人工股関節HF-6 人工股関節HF-6-2
845			[「058 人工膝関節用材料」の項中(5)について以下のように改める。] (5) 脛骨側材料・全置換用材料（Ⅰ）・標準型 (5-2) 脛骨側材料・全置換用材料（Ⅰ）・特殊型	人工膝関節KT-5 人工膝関節KT-5-2
848			[「078 人工骨」の項中(15)の次に以下のように加える。] (15-2) 専用型・椎体骨創部閉鎖用 (15-3) 専用型・スクリュー併用用 (16) 特殊型	人工骨・AB-19-2 人工骨・AB-19-3 人工骨・AB-20
848			[「079 骨セメント」の項中(2)について以下のように改める。] (2) 人工関節固定用 (3) 脊椎用（Ⅰ） (4) 脊椎用（Ⅱ）	セメント・F11-b セメント・F11-c セメント・F11-d
851			[「133-(9) 血栓除去用カテーテル」の項中(5)の次に以下のように加える。] (6) 脳血栓除去用	血栓除去カテ・脳
922	—	上から6行目	(最終改正;平成22年5月28日 厚生労働省告示第224号)	(最終改正;平成23年3月11日 厚生労働省告示第48号)
925	—	上から17行目	医薬品を除く。)	医薬品を、同年7月1日以降においては別表第6に記載されている医薬品を、同年9月1日以降におい

頁	欄	行	訂正前	訂正後
				ては別表第7に記載されている医薬品を、平成24年4月1日以降においては別表第8に記載されている医薬品を除く。)
926	—	上から9行目	及びダルベポエチン	, ダルベポエチン
926	—	上から10行目	使用する場合に限る。)	使用する場合に限る。)
926	—	上から18行目	薬事法	薬事法 (昭和35年法律第145号)
926	—	上から20行目	経過していないもの	経過していないもの (次に掲げるものを除く。)
926	—	上から20行目	[次行に追加]	エックスフォージ配合錠, フォルテオ皮下注キット600 $\mu$ g (1回の投与量が30日以内である場合に限る。), ミカムロ配合錠AP, ヤーズ配合錠 (1回の投与量が30日以内である場合に限る。), ユニシア配合錠HD, ユニシア配合錠LD, レザルタス配合錠HD, レザルタス配合錠LD, ソニアス配合錠HD及びソニアス配合錠LD
928	—	下から1行目	別表第1～別表第5	別表第1～別表第8
946	—	下から15行目	(最終改正;平成22年3月26日 厚生労働省告示第107号)	(最終改正;平成22年8月30日 厚生労働省告示第333号)
947	右	下から24行目	開始した医薬品	開始した医薬品(当該評価が終了したものを除く。)
947	右	下から20行目	受理された医薬品	受理された医薬品 (イの評価が終了したものを除く。)
947	右	下から13～11行目	(当該期間内に医薬品一部変更承認の申請が受理されたときは,当該申請が受理された日までの期間)	[削除]
950	—	上から5行目	(最終改正;平22. 3.26 保医発0326 2)	(最終改正;平22. 8.30 保医発 0830 3)
962	右	下から12行目	開始した医薬品	開始した医薬品(当該評価が終了したものを除く。)
962	右	下から11～10行目	(当該期間内に医薬品一部変更承認の申請が受理されたときは,当該申請が受理された日までの期間)	[削除]
962	右	下から7行目	受理された医薬品	受理された医薬品 (薬事・食品衛生審議会の事前評価が終了したものを除く。)
1010	右	下から23行目～1012頁下から4行目	「(新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて)(平21. 5.26 医療課事務連絡)」の全部	[削除]
1323	—	上から1行目～1325頁	「新型インフルエンザの流行に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いについて(平21. 9.14 保医発 0914 1)」の全部	[削除]
1363	—	上から4行目	(最終改正;平成22年3月5日 厚生労働省告示第73号)	(最終改正;平成22年9月17日 厚生労働省告示第349号)
1387	—	下から18行目	[次行に追加]	テリパラチド製剤
1571	—	表中「2」の項	(それぞれ1名以上)	(1名以上)